

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 12 月 22 日 (火) 第 169 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 職員¹の給料の調整額に関する規則及び鹿児島県職員の特²殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 1
 - 鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (税務課取扱い) 3
 - 地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特³別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (税務課取扱い) 7
 - 鹿児島県高千穂河原野営場の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則 (※) (観光課取扱い) 7
 - 鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (会計課取扱い) 7
- ### 訓 令
- 鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令 (※) (税務課取扱い) 8

規 則

職員¹の給料の調整額に関する規則及び鹿児島県職員の特²殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 12 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第59号

職員¹の給料の調整額に関する規則及び鹿児島県職員の特²殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

(職員¹の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員¹の給料の調整額に関する規則 (昭和32年鹿児島県規則第76号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中央児童相談所の項中

(4) 医師		を
(5) 一時保護課長	1	

(4) 医師		に改め、同表大島児童
(5) 一時保護課長		

相談所の項中	(2) 心理判定の業務に従事する職員	2	を
	(3) 一時保護児童の指導に直接従事する職員	1	

(2) 心理判定の業務に従事する職員	2	に改める。
(3) 一時保護児童の指導に直接従事する職員 ((1) に掲げる者を除く。)		

(鹿児島県職員の特²殊勤務手当支給規則の一部改正)

第2条 鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則（昭和35年鹿児島県規則第98号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（福祉手当）

第8条 条例第9条に規定する福祉手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課，熊毛支庁保健福祉環境部地域保健福祉課若しくは屋久島事務所保健福祉環境課，大島支庁保健福祉環境部地域保健福祉課，瀬戸内事務所福祉課，喜界事務所福祉係，徳之島事務所福祉課若しくは沖永良部事務所総務福祉課，ハートピアかごしま，知的障害者更生相談所又はこども総合療育センターに勤務する職員が，現業又は指導監督の業務（次号において「現業業務等」という。）に従事したとき。
- (2) 中央児童相談所，大隅児童相談所又は大島児童相談所に勤務する職員が，現業業務等若しくはこれに準ずる業務又はこれらに相当する業務として知事が人事委員会と協議して定める業務に従事したとき。

2 福祉手当の額は，前項第1号に掲げる場合は勤務1月につき12,800円，同項第2号に掲げる場合は業務に従事した日1日につき1,000円とする。

3 所属長は，第1項第2号に掲げる場合に支給する福祉手当については，福祉業務命令簿（別記第5号様式）を作成し，これに基づいて，支給するものとする。

第53条第1項中「福祉手当」を「福祉手当（第8条第1項第1号に掲げる場合に支給するものに限る。）」に改め，同条第2項中「ハブ取扱手当」の次に「，福祉手当（第8条第1項第2号に掲げる場合に支給するものに限る。）」を加える。

第54条中「第6条第3項」の次に「，第8条第3項」を加える。

別記第5号様式から別記第7号様式までを次のように改める。

第 5 号 様 式 (第 8 条 関 係)

福 祉 業 務 命 令 簿

所属長印	直接の 監督者印	年月日	職名	氏名	備考
			業 務 内 容	従事場所	

第 6 号 様 式 及 び 第 7 号 様 式 削 除

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の職員の給料の調整額に関する規則（以下「改正後の規則」という。）及び第 2 条の規定による改正後の鹿児島県職員の特務手当支給規則の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 改正後の規則の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の職員の給料の調整額に関する規則の規定に基づいて令和 2 年 4 月 1 日以後の分として支給された給料の調整額は、改正後の規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 12 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 60 号

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県税条例施行規則（昭和 38 年鹿児島県規則第 32 号）の一部を次のように改正する。
別記第 53 号様式の 2 の 2 中

年 月分	51 上場株式等の配当等	支払金額	円	円	円
		税 額			
	52 投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配	支払金額			
		税 額			
	53 特定投資法人の投資口の配当等	支払金額			
		税 額			
	54 特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの	支払金額			
		税 額			
	55 特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還金	支払金額			
		税 額			
	合 計	支払金額			
		税 額			

51 上場株式等の配当等	支払金額	円	円	円
	税 額			

年 月分	52 投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配	支払金額			
		税 額			
	53 特定投資法人の投資口の配当等	支払金額			
		税 額			
	54 特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの	支払金額			
		税 額			
	55 特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還金	支払金額			
		税 額			
	56 源泉徴収選択口座内配当等	支払金額			
		税 額			
	合 計	支払金額			
		税 額			

に

」

改める。

別記第73号様式中「第73条の2第6項後段」を「第73条の2第7項後段」に改める。

別記第86号様式中

非課税利用 の 区 分 〔 該当する番号 に○をして ください。 〕	1 年齢18歳未満の者による利用（地方税法第75条の2第1号）
	2 年齢70歳以上の者による利用（地方税法第75条の2第2号）
	3 障害者による利用（地方税法第75条の2第3号）
	4 国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手の利用（地方税法第75条の3第1号）
	5 学生、生徒及び教員の利用（地方税法第75条の3第2号）

を

非課税利用 の 区 分 〔 該当する番号 に○をして ください。 〕	1 年齢18歳未満の者による利用（地方税法第75条の2第1号）
	2 年齢70歳以上の者による利用（地方税法第75条の2第2号）
	3 障害者による利用（地方税法第75条の2第3号）
	4 国民体育大会のゴルフ競技（公式練習を含む。）に参加する選手の利用（地方税法第75条の3第1号）
	5 学生、生徒及び引率する教員の利用（地方税法第75条の3第2号）
	6 国際競技大会のゴルフ競技（公式練習を含む。）に参加する選手の利用（地方税法附則第12条の2）

に、

提出する 証明書類 〔 該当する番号 に○をして ください。 〕	非課税利用の区分	証 明 書 類 の 種 類
	4	知事又は県教育委員会の証明書・大会要綱・出場者名簿
	5	学校長の証明書

を

提出する 証明書類 〔 該当する番号 に○をして ください。 〕	非課税利用の区分	証 明 書 類 の 種 類
	4	知事又は県教育委員会の証明書・大会要綱・出場者名簿
	5	学校長の証明書
	6	国際競技大会のゴルフ競技の準備及び運営を行う者の証明書

に、

氏 名	印
性 別	
生年月日	年 月 日

を

氏 名
生年月日 年 月 日

に

改める。

別記第86号様式の2中 「 18歳未満 70歳以上 国体 」 を 「 18歳未満 国体 70歳以上 学生等 」 に改める。

障害者 学生等

障害者 国際大会

別記第92号様式中

利 用 人 員	通常の利用人員	人				
	特例適用の利用人員	人	合計		人	
	非課税の利用人員	人				
		(特例適用の利用人員の内訳)		(非課税の利用人員の内訳)		
	1 早朝利用	人	1 18歳未満		人	
	2 薄暮利用	人	2 70歳以上		人	
	3 競技会等	人	3 障害者		人	
4 65歳以上70歳未満	人	4 国体		人		
			5 学生等		人	

を

利 用 人 員	通常の利用人員	人				
	特例適用の利用人員	人	合計		人	
	非課税の利用人員	人				
		(特例適用の利用人員の内訳)		(非課税の利用人員の内訳)		
	1 早朝利用	人	1 18歳未満		人	
	2 薄暮利用	人	2 70歳以上		人	
	3 競技会等	人	3 障害者		人	
4 65歳以上70歳未満	人	4 国体 (公式練習を含む。)		人		
			5 学生等		人	
			6 国際大会 (公式練習を含む。)		人	

に

改める。

別記第112号様式の注中「6 か月」を「6 月」に、「については記入の必要が」を「を記入する必要は」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

.....
地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 12 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 61 号

地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例施行規則（平成 20 年鹿児島県規則第 65 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「印」を削り、「第 24 条」を「第 25 条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

.....
鹿児島県高千穂河原野営場の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 2 年 12 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 62 号

鹿児島県高千穂河原野営場の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

鹿児島県高千穂河原野営場の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 62 年鹿児島県規則第 40 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

.....
鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 12 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 63 号

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県証紙条例施行規則（昭和 39 年鹿児島県規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中	覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定申請手数料 覚せい剤製造業者等指定申請経由手数料 覚せい剤製造業者等指定証再交付経由手数料 覚せい剤施用機関等指定証再交付手数料 覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定申請手数料	を
---------	---	---

覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者の指定申請手数料 覚醒剤製造業者等指定申請経由手数料 覚醒剤製造業者等指定証再交付経由手数料 覚醒剤施用機関等指定証再交付手数料 覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定申請手数料	に、
--	----

漁業権免許申請手数料 漁業権共有認可申請手数料	を
----------------------------	---

「 5 トン以上の漁船の漁業許可申請手数料 5 トン以上の漁船の漁業許可変更許可申請手数料 漁業権免許申請手数料 団体漁業権共有認可申請手数料 」	に、
「 定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料 定置漁業権又は区画漁業権の移転認可申請手数料 休業中の漁業許可申請手数料 5 トン以上の漁船の漁業許可申請手数料 5 トン以上の漁船の漁業許可変更許可申請手数料 」	を
「 個別漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料 個別漁業権の移転認可申請手数料 休業中の漁業許可申請手数料 」	に、
「 家畜人工授精所開設許可申請手数料 家畜人工授精師免許証書換え交付手数料 家畜人工授精師免許証再交付手数料 」	を
「 家畜人工授精師免許証書換え交付手数料 家畜人工授精師免許証再交付手数料 家畜人工授精所開設許可申請手数料 家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料 家畜人工授精所開設許可証再交付手数料 」	に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鹿児島県訓令第 8 号

鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2 年12月22日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令

鹿児島県税事務処理規程（昭和39年鹿児島県訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第14条第 1 項中「及び第 3 項」を削り、同条第 2 項中「第14条第 4 項」を「第14条第 3 項」に改め、同条第 3 項中「災害等による期限延長承認（不承認）通知書」を「災害等による期限延長の承認（不承認）通知書」に改める。

第44条の 2 第 1 項中「，第55条の 4 第 1 項，」を「又は」に改め、「又は第72条の39の 4 第 1 項」を削る。

第44条の 4 第 1 項中「，第55条の 4 第 4 項，」を「又は」に改め、「又は第72条の39の 4 第 4 項」を削る。

第160条第 2 項中「，第55条の 4 」及び「，第72条の39の 4 」を削り、「第73条の25」を「第72条の57の 2，第73条の25」に、「第73条の27の 6 まで，第125条」を「第73条の27の 7 まで，第164条」に改める。

第167条第 1 項中「第15条の 3 第 1 項」の次に「（法第72条の38の 2 第12項若しくは第144条の29第 2 項又は産廃税条例第13条第 4 項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第 3

項中「（法第73条の27の6第2項）」を「，第73条の27の4第3項（法第73条の27の5第2項又は第73条の27の7第2項）」に，「第73条の27の5第3項」を「第73条の27の6第3項」に，「第125条第4項」を「第164条第4項」に改める。

別記第210号様式中「第167条関係」を「第44条の4，第167条関係」に改める。

附 則

この訓令は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし，第14条の改正規定，第160条第2項の改正規定（「，第55条の4」及び「，第72条の39の4」を削る部分を除く。），第167条の改正規定及び別記第210号様式の改正規定は，令和 2 年 12 月 22 日から施行する。